

昭和三年六月二十三日招集(才三号)

第四回市議會定例会議錄

昭和三十六年度館山市議会第四回定例会之議録(第二号)

昭和三十六年十二月招集

十二月二十二日(金曜日)

一議事日程(第二号)

第一 認定第一号 昭和三十五年度一般会計入支決算

認定第二号 昭和三十五年度特別会計公益債償還入支決算

認定第三号 昭和三十五年度特別会計国民健康保険入支決算

認定第四号 昭和三十五年度特別会計凌左間及小加賀名地区簡易水道入支

決算

認定第五号 昭和三十五年度特別会計と畜場入支決算

認定第六号 昭和三十五年度特別会計休養村交入支決算

第二 議案第九号 西岬中学校屋内運動場建築工事請願契約締結

について

第三 議案第九一号 東小学校講堂建築工事請願契約締結について

第四 議案第九〇号 第四中学校の舎増築工事請負契約の締結について

第五 議案第九五号 館山高等学校用地購入について

第六 議案第九四号 船形保育園設置について

議案第九七号 館山市保育所条例の一部を改正する条例

議案第一〇一号 船形保育園建築工事請負契約の締結について

第七 議案第九五号 市有財産の処分について

第八 議案第九六号 経費の設定について

第九 議案第九八号 館山市職員、勤務時間休日休暇等に關する条例制定

第十 議案第一〇二号 昭和三十六年度神奈川道南設事業分担金の賦課施設について

第十一 議案第一〇九号 固定資産評価審査委員会委員の補欠選任について

第十二 議案第九九号 館山市火災予防条例制定

第十三 議案第一〇〇号 館山市市税条例の一部を改正する条例制定

第十四 議案第一〇二号 公有水面の埋め立て

第十五 議案第一〇六号 可搬動力ボンプ積載用小型四輪車購入について

一 本日、会議に付いた事件

日程第一三、日程第一三以外

一 出席議員三三名

一 欠席議員一名

一一番 川名 房吉

午後一時四十分開会

議長(鴻貴社作君)本日、出席議員数三三名、これより第一回定

例会第二日、会議下開会いたります

本日の議事はお手元に配付の日程表より行います

日程第一認定第一号乃至第六号昭和三十五年第一般会計

並に特別会計、決算書下一括して議題といたります

朝読下省略いたります

(市長田村利男君登壇)

市長(田村利男君)昭和五年度館山市大入支出決算書目下エ
程の件につき、この件につき、これは大分却厚のもの
つて、まゝあり、すが、三年度一半年間、おまゝする
館山市の、実際の、生きた数字でござい、ます、

市といつて、これは、監査委員の、例月、検査、あるいは
議会の中へ、選出、され、た、監査の、方々、慎重に、監査
いたして、まゝ、た、もので、ござい、ます、すが、本日、と、程、いたして、まゝ、す
う、で、び、び、と、お、申、さ、す、る、次、第、で、ござい、ま、す、

議長(鴻貫社作君)以上で説明は終了です。

これより、議定第一号乃至第六号につき、一稿して、質疑、下、行
いたします。

三三番(山口幸三君) 動議、下、提、お、い、た、す、

たゞ今議題と訂して取り出す認定第一号乃至第六号
昭和三十五年年度一般会計並に特別会計決算書の審
査について議事進行上の勸誘を提出いたす。

本決算書の審査は従来例もござい
ます。が、まめりて慎重に審議を行ふ必要がありま
す。ともし、相当の日時を要すると思われま
す。よって、決算審査特別委員会を設置し、その期
間を三月の定例会までの間におきまして、審査を願うよう
通知し、付託されるよう、に、議運協議会を代表し
て、議事進行の勸誘を提出いたす。

なお従前より、委員の数は一口名経と、選任の
方法は、これより申し合せたやうにして、議長
監査委員並に、今更で決算委員とすられ、議員
を除いた中から議長の指名より選任されるよう、に、たい
と思

いまま 以て申しを了して皆様方へ御賛同下得な
いと思ふ次第であります

議長(鴻貫壮作君) 次に三番議員君より提せられ

了した議事進行の動議下議題といつて了す

次に三番の動議は認定第一号乃至第六号は慎重審

査の必要を特別委員会下設置してこれに付議し持

た内会中審査の特別付託といつていいというくとど

あります

おはりの了す これに御異議ござるいませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴻貫壮作君) 御異議了と認めます

よって了す

重ねておけりいす、本動議は了す

委員の数は一名 選任の方法は議長、監査委員及

必ずごに決算委員となつた者下除いた議員中より
議長に就いて指名するといふことでありました

こゝに御覽議ごふいませんか

(「御覽議」)と呼ぶ者あり

議長(鴻貫壮作君)御覽議と認めました

よこま以エハ通り決まりました

休憩いたしました

午後一時五十分休憩

午後一時五十分再開

議長(鴻貫壮作君)会議下続行いたします

こゝより決算審査特別委員会の委員と指名いたします

一三季^{議員}安次徳順君 一五季議員塩田敏彦君 一六季議

員 遠山ヨネ子君 一八番議員 安西政治君 二〇番議員

北山茂雄君 二四番議員 飯田義男君 二五番議員 脇

田順一君 三三番議員 鈴木孝君 三三番議員 山口幸三

君 三六番議員 山口康君 以エ一〇名の方下決算審査

特別委員会委員に選任いたす

これに御異議ごないませんか

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長(鴻貫壮作君) 御異議なしと認めます

よって決します

これに選任されし決算審査特別委員会に認

定第一号乃至第六号の審査下一括して付託し閉会中

審査下付議いたす

これに御異議ごないませんか

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長(鴻貫壯作君) 異議アリと認めます

よって決しります

ハ、いま選任されし委員の方々は本日中に正副

委員長下互選ニ以下議長に御報告されるようお願い

いたします

議長(鴻貫壯作君) 日程第二議案第九号下と程いたします

(書記朗読)

議案第九号 西岬中学校屋内運動場建築工事請負契約の締結に

ついて

庶務課長(鷗次貫賞君) 議案第九号について由り申し上げます

指名業者 宇山文治 石井繁太郎 関万次郎 田辺忠康 山

崎静夫 秋野一天 大業者 下指名いります

二日に現場説明 一二月五日に入札の結果最低

宇山工業と契約したいというものがございませう。

構造は木造スレートぶき一階単価三万五千二百五十円
でございませう。

議長(鳩貫壮作君)議案第九号討論有異原案通り可決い
らう。了。了。御異議ございませうか。

(異議ございませうと呼ぶ者あり)

議長(鳩貫壮作君)御異議ございませうと認めます。

よって本案は原案通り決定。了。了。了。

議長(鳩貫壮作君)日程第三議案第九号下工程。了。了。了。

(書記 朗読)

議案第九号 東十学校講堂建築工事請負契約締結について

庶務課長(穂沢貫覚君)議案第九号について御説明申し上げます。

指名業者は、河野、渡辺、計、高橋、島田、安藤の六業者。下

指名いさしつて一月二日現場説明 五日に入札下行
いさしつた結果 最低の渡辺建設と契約したいというし
つでございいます。 精造は木造スレートぶき平屋建
で八十年五合単価三万二千三百円ございいます。

二八番(安西政治君)本議案につまじつては別^に望^み議^をござい
せんべとなくお役所仕事は遅れるというこゝが流布され
ております。 この議案にのつております工事についても
そのうような要素が多分に含まれておるのではな
かと思ひます。うご遅れた理由下御説明願ひたいと
思ひます。

教育長工藤和乎君 教育委員会が工事に序列下つけよう
と計画下建て、いろいろわけでございいます。

その序列によつて東ナ学校は遅れたわけでござい
ます。

二番(安西政治界)漏れ、了すと序列はあつたと思
います。一の序列の上で九月にやりなうと聞つてお
りまして、この東小請堂問題については地元負担が
相き負められてあつたと思つております。それで入部
前に負担金の相き却合下市にあつたりまして三
月の予算市会下通過したようになりまして、
おそれれば地元の方々の早くやつてもらつたという熱意
であると思つております。こゝにこの間相き資料等の値
よりいれゆる時勢の移り変わりによつて結果的に
初より立派なものか、かまさないという結果になつていやし
ないかと思つたのでござります。いろいろ序列があると申しま
す。でも工事というものはやり方によつて早くやれる公算は
大であらうと思つたのでござります。こゝにこの観点から考
えなうと思つたのでござります。

いま、の遅れをいやー可いか ことに金銭面におい
ては日と人と市にあつて用意されてあつたはずで
ご不便です。 こういう意味におまゝです。早く工事
は進めてもらう方がいい。 早くやればおまゝ工事下延ば
すというこゝとに ついてはいさゝかおふにあぢないところ
であります。 序列がこうであるかうというこゝとは
何か了解の苦いものではないです。が昨年何か欠陥
が あつたのはないかというこゝとも考へられます。が
そういうことはご不便です。 もう一回御説明願いま
す。

。教育長(工藤 和平君) その他、理由はご不便です。

。一、委員(安西 政治君) へ、序列というだけではおの遅れろと
いうならばいい、私にきき。急慢ではないかと思つ
ておりました。 それ下はかのと、ろと一緒の工事の進

めうれさいかとうか あくまでも序列で進められな
いということではございませんか

。教育長(工藤和幸君)序列に固執するわけではございません
んが今年度はいろいろな学校の建物。改築その他が
あつて、なかよく私ども机でプランニングするよう
いかゞいような事情もあるわけではございません。今後
はできるだけ御期待に沿うよう、督励下さいまして
早く工事下始めるようには思っています。

。二番目(西沢治君)設計等の理由というようは答弁でござい
ます。設計等の理由もあると思っております。

この向題につきまして私ども方々視察したことがござ
います。ところがこういう建築行政とでも申します。市
市の内部の人まは建築物などにつまます。市に
よりましては、いわゆる建設課というようなくらいで

一 携—了—て優秀の技術屋下備えて遅れの無いよ
うな措置置下とてある市があるようではございませ
ぬれにござります—では視察結果として市長さんの方へ
要望下確々昭和三十三年だと思ひますが、それと
あつたす。今、—に設計などの関係にござります
と市。建設行政に何か欠陥がありは—ないかとい
ふことと考えられますが、市長さんとして—ではその
点どうお考えでありますか

市長(田村利男君) 市といつて—では今のところ、
—のび—春い、と思ひます—で、—の
手ぬりは我優
—てい—てや、—つ
も、—ひ
ます。

二 委安西政治君) 實際に市民の人々からかう相
当の淨財を
—てい—て待、
か、
る
工事あるいは特別淨財を
—て
も市裁によ、
て

かなめれるというふうな仕事下早くという希望下非
常にも、てゐるのが市民の心ではなないかと思つてあり
ます。一もとかく役所仕事は遅れるというふう
にさへ巷間にいわれてゐることはめれくとして、
ては非常の悲しいことではございます。こつといふ意
味におささうしてあふびりの善怒して下とか我慢し
てくれというのと、おつては、か答弁けられ
の感をするのでもございます。

今後執行部でありまして、ミウいう批判下受けたい
といふことはよく承知して、いふつて、今後こつといふこ
とのないようになつて、努力して、いふつて、特に要望し
て、一六項内下打やります。

議長(鴻貴壮作君)議案九一号討論者畧集案通り可決い
ます。御異議ございませんか。

(一) 里議「〜」と呼ぶ者あり

議長鴻貴壯作君 御里議「〜」と認めます

よ、と本業は原案通り決定「〜」

議長鴻貴壯作君 日程第四議案第九号下上程「〜」

(書 記 朗 読)

議案第九号 第四中学校々合増築工事請負契約の締結について

庶務課長鶴沢貫覚君 議案第九号について御説明申しをります

指名業者有六名でございまして一九日入札「〜」を結

果最低の渡辺工務店と契約下進めを「〜」というものでござ

います。 坪数は八九、六七坪で坪単価二万八千四百三十八円

でございます

三 四 五 松本藤太郎君 小中学校三つの増及築で結構でございます

ます。 この工事下請負、たかたか西小は宇山、東小は

渡辺と違つて取りますが、請負の方々が、實際にやう
 なく、要するに下請といふ、事ですが、これ下やうして、
 るといふこと、下りば、く、用、ゆ、り、で、す、が、学、校、の、場
 合は、そうでもないので、すが、建設課、関係、に、り、り、下、が
 そう、い、う、の、が、非、常、に、あ、る、と、聞、く、と、あ、る、。、そ、う、し、ま、す、と
 と、か、く、そ、う、で、な、く、と、も、役、所、の、入、札、は、非、常、に、手、厳、しい、と
 い、わ、れ、な、ば、ら、う、て、建、築、の、方、は、自、信、が、あ、る、け、れ、ど、も
 土、工、の、方、は、全、然、準、備、も、な、い、よ、う、に、人、が、落、札、下、す、と、下
 請、下、り、り、け、れ、ば、な、ら、な、い、。、ま、た、逆、に、土、工、の、方、下、尊
 門、下、り、て、あ、る、方、が、建、築、下、請、負、う、と、下、請、下、や、う、せ、る
 と、い、う、よ、う、な、こ、と、で、今、申、し、ま、す、と、い、う、も、の、が、そ、れ、で、な、く、て
 も、カ、ラ、イ、令、が、ま、ら、な、で、ま、す、り、と、い、う、も、の、が、ま、す、く
 な、。、ま、現、れ、れ、て、く、る、。、こ、う、い、う、こ、と、が、な、い、の、か、ど、う、か、
 こ、の、三、件、は、下、請、と、い、う、よ、う、な、こ、と、は、な、い、も、の、な、人、で、し、よ

うか、そのういふ点まで責任がなにかも知りませんが、
考より聞つてもいいと思ひます。

教育長(工藤和年君) ぶいません、私どももその点に聞

いては十分注意してあるつもりでございます。

議長鴻貫壮作君 議案第九号 討論有畧 原案通り可決い

ます。御異議ございせんか。

(異議 ござい) と呼ぶ者あり

議長(鴻貫壮作君) 御異議ございと認めます。

よ、て本案は原案通り可決確定い

議長鴻貫壮作君 日程第五 議案第九号 下工程 ござい

(書 記 朗 読)

議案第九号 鐘山高等学校用土地購入につ

て、庶務課長(鷗沢貫覚君) 議案第九号についで申しあげます。

館山高杖の敷地は基準より大部少ないのでございまして、今回この土地を購入して、学校用地にするというものでございまして、場外は別紙圖面の通りでございまして、御了承願います。

一 臺山本 早 君 館山高杖の敷地は今回この土地の所有者の協力を得て、校庭を拡張する。かようなお話であり、了すが、これについては何か、これに付いて、マウに施設下される考えかどうか、これが第一点。

マウにこれに関連して、現在館山市の各学校は非常に借用の土地が多い、という状況でございまして、しかもその借用料は、マウに少い、ということと、固定資産税にも満たない、というところがある、ということと、で、得るならば、市の方で買ってもらいたい、という要望が、たくさんある。ので、ございまして、この点について、どうしようにお

考之になつてゐるか、これは第一点

さうだ、館山高枝の土地は、園連の通りを、園の中央の
ところの共有地があつて、それで貸してある。かういふ
ことであります。——もしその共有者が、たくさんの人
をだん／＼死ねば、——と、処置に困るので、できるな
らば、市で早く処理して、い、という要望があつた。私
どももそのようになつて、下を頼む。——と、あつた。それが
それで、どう処置して、い、ますが、この三点について、教育
長さんかう御答へ願ふ。——と思つて、

。教育長（工藤和子君）御質問、第一点、お尋ねしますが、校地は
拡張の通り、——と、そのあとに、建物を建てるという計画
は、お尋ねします。——と、校地拡張について、は、やけり
果て、移管という問題も、お尋ねします。——と、できるだけ、条
件を、定備して、い、ま、い、こ、う、い、ふ、り、こ、ま、い、ま、す、

第三点、土地の問題については、教育委員会におき
まして、これもいろいろ考究中でございます。手不追って
買収していくという考えでございます。戦後とらうみ
合せてやっております、と思っております。

錦山高枝。借りている共有地の問題でございますが、地
主の心算が、なるべくして、それを買収する
という状態ならば、こゝろです。登記が済ませるわけでは
ございません。

二、山本 早 君 第一点、第二点、一応了解いたして、その
第一点、トつまり、これは、ちよと、市長さんに、お尋ねいた
します。すくなくとも、今後、錦山市の教育というものは、重
点的に考えておられる。市長さんの施策という、こゝろ
で、学校の敷地について、市民のあはれにおぶさ、こ
いてはいかぬと思っております。その、年次計画、つり下

まて、や、て、け、い、い、ということを申し立てたので
ありまして、そうしてその考案があるかどうかと同時に
早遅来年度のうちに、そうして計画して、い、い、
お考案があるかどうか、その点、下、の、前、を、願、い、ま、い、
算、を、と、い、は、館、高、の、玄、関、下、中、心、と、い、な、し、ま、い、ま、い、と、い、ろ、の、
土地でございまして、こゝ何人とかいう共有地が、さうで
ございまして、だ、ん、く、名、義、人、が、死、亡、し、た、の、を、登、記、
その他、の、処、理、に、困、る、か、う、な、人、と、か、の、処、理、し、ま、い、ま、い、と、い、
う、こ、と、が、あ、り、ま、い、ま、い、の、を、市、に、寄、付、す、る、買、売、と、い、う、
こと、に、な、り、ま、い、ま、い、と、登、記、の、他、の、点、に、困、る、か、う、な、寄、付、下、
受け、と、い、ま、い、ま、い、の、を、そ、の、に、対、する、適、当、な、礼、金、と、い、う、形、
で、お、置、い、ま、い、ま、い、と、い、ま、い、か、か、う、な、こ、と、下、の、願、い、申、い、
と、い、ま、い、の、を、す、が、さ、う、い、ま、い、と、い、ま、い、と、い、ま、い、り、る、か、ど、
う、か、の、二、点、に、つ、い、て、市、長、さ、ん、か、う、御、答、弁、願、い、ま、い、ま、い、

市長一田村利男君杖庭敷地下市に買う意思があるかとう
 かこの向題は私・和、こゝる限りは日ニ中に中村庸一
 郎さんへ土地が五六千坪あるわけです、こゝる下
 この向題は鈴木森蔵市長と中村代議士との黙契によ
 りまゝであつたように私議長時代に覚えておりました
 市長は向地代下私わけのさよふ、なわけのさよふです
 その後、それの破算のさよふで地代だけは私うよ
 うにさよふ、なわけのさよふです、買つてもういふい意思
 はさう強く示してありません、あと三級の地主と三級
 の地主があるわけのさよふです、二級の地主には私
 直接関係してありません、金は、らさういふに代替地が
 四五〇坪ばかりあります、代替地は市は幹旋すべき、
 義務がある、たといふことと私に手次計画の金で払い
 たいこととさう結構です、新しい土地は四五〇坪、五〇〇坪

という地所はなか／＼ないのであちこち掘りまして
ますがその目度がついていないわけをいふいます
第三級の人ばかりで代替地が下りいといふ状態をい
ふいます 第三級の地主につまりてはスリーとい
てますせんがこれは一々の年前後の地主だと思ひます
年次計画下にて、買収希望があれば買、てもい、こ
ういう考と下もつておりました

二番(山本 昇 君) 第三級の答弁がござりますんが合せて
答弁していただきます

第一点の向題はつまりては市長さんは第二中学校下
河にまゝです、これは市内の小中学校に比べてあ
ること下考とつて計画的に進められる考えであら
かとうかということ下を尋ねたいです、大々地所
者である中村さん、これは別といつて、小々地所

。方で今後年次計画下にて、やる意思があるか。

市長(田村利男君)年次計画下にて、買収という問題でござります。買収でござるだけり早い機会に何せ今まで赤字であつたので、お金の乏しさを、おのれにござります。すが、ようやく目度がついて、また一たびで土地を買つた方向に計画下にて、るようになつて、つもりでござります。

つ、税金の問題でござります。すが、度は私初身でござります。教育委員会から、まだ私の耳に入つておりません。一ア、なべつ、税金とは、また別々の話にござります。すが、那古地正下、おろして、那古地、登屋の郵便局長さん名義でも、おろす。また、那古地正下、四〇〇坪ばかり、市へ売却可いから、おろす。でも、おろす、おろす、という例はあるわけではござります。

当然ある議員から、市の所有物として登記でござります。うけもの、下寄贈下うけるやつがあるか、というふい

リ下受けの記憶がありました。依然として登記下いな
い、に市町村有権地といふもの、そのあり、して集
团的な市管住宅として、予定地となり、してあり、すが
便、してあり、せん、それ、が名義変更、して、ある土地の、問
題、について、の前例、を、い、ます。

今度、館山高校の共有地の問題、につきまして、は初めて
なりました。教育委員会は、おそれ、よく知、て、いる、かと
思、います。が、つ、み、今の、類、にも、より、ます、が、適、当、に、何、と
か、処分、できる、のでは、ない、かと、この、ように、考、えて、お、ます。

二番(山本早君)各學校の敷地の問題、につきまして、は市
長さん、考、えて、ゆ、つ、つ、して、了、解、いた、り、す、が、そ
う、した、考、え、の下、に、進、んで、い、く、と、思、います。か、ように、お、願、い
す。また、第、二、点、を、い、ます。

第三点の館山高校の問題、ですが、市長さん、初耳、と、い、ふ、

一七番(志村信作君)今度も大体十八万で学校の償収はいくの
でございましてか、

庶務課長鶴田貴覚君)これはちよ、とこの席では申しませんが
臥すやんが大まかすわーいと思っております

議長(池貫壮作君)議案第九三号討論省署稟案通り可決よろ
うすく御座る議さいますせんか

(「異議ござい」と呼ぶ者あり)

議長(池貫壮作君)御座る議さいと認めます

よ、て本業は稟案通り可決ございまして、
休憩いたします

午後二時五分休憩

午後二時四十分再開

議長(堀貫壯作君)会議下院行の了ります

日程第六議案第九四号 第九七号 第一〇一号を一時一移して上程
いたす

一書目 記 朗 読

議案第九四号 船形保育園設置について

議案第九七号 館山市保育所条例の一部を改正する条例

議案第一〇一号 船形保育園建設工事請負契約の締結について

福祉事務長(長谷川 玄治君)三議案について御説明申し上げます

前々議会におきまして子算措置のお願いを申し上げ

たのですが今回国庫補助の通知が正式にいたりました

ので建設いたすべく三議案を提出しに次算でござい

ます 措置について財政管造物に属する条例の二条

から議会の議決を要するということとでございまして

八四の番地 八四一番地 館山市船形保育園の設置と

いふ議件議決し設けられりてござります。安田木工の裏側でござります。

九七号はそれ以下受け取りて館山市保育所条例というものが設置してあるゆりてござります。

第一条の二項の保育所の位置、名称及び委託に及ぶ幼児の定員は別表の通りとする。このこととてござります。

今回館形保育園に入れらるという条例改正でござります。一〇一号の議案は工事請負でござります。計工務店、奥

工務店、安藤建設、新井建設、高橋工務店、五社と指名いっしょに入れらる。結果百九十五万円が

高橋工務店が落札といっしょに工事の内容といたしてござります。木造ヤマトのわらびき平屋五五坪。入れ

価額一〇万四千五百五十二円。ござります。入れらる。手続はうみて正當でござります。

高橋工務店と契約の事について、こう考へて事件議決下
求めたりけでござります。

一七番志村信作君議案第一〇一号について、而復向いてござります。
九月三十日の定例本議会で予算は二百四万六千五百六十
円を計上してあります。その中、わが方がそれから日常
諸物柄の昇降をまわしてあるにもかかわらず、わが方今回は
百九十五万で落札したことになる。九万六
千五百六十円というものが、ういています。これはどうい
うわけですか。これはわが方予定のものからなりました。

福祉事務局長(長谷川 忠治君)に答えていまして、

二百四万の中からは井戸掘り工事の六万円、それと舎ん
と議決した額をわけていまして、工事費は

入札額と約三万円をいまして、

大体設計費のものからなっております。

議長(鴻貫壮作君)議案第九四号 九七号一〇一号討論有界
原案通り決定ハクマシテ御異議ニ存イマセ人カ

(「異議ナシ」と呼ぶ者あり)

議長(鴻貫壮作君)御異議ナシト認めます

「三議案ハ原案通り可決されました

「陳仰報告申一ゴダマシ 決算ヲ査査特別委員会ハ

委員長ト鴻田兼君 副委員長ト遠山ヨネ子君以

上ノ通り決定されしハ御報告ハマシマシ

議長(鴻貫壮作君)日程第七議案第九七号下工程ハマシマシ

(書 記 朗 読)

議案第九五号 市有財産ノ処分ニツキテ

事務課長(山口 真 君)議案第九五号ニツイテ説明申一ヒマシマシ

売却シヨウト下ル土地ノ位置ニツイテ説明申一ヒマシマシ裏ノ地圖

下切覽いたつたといと思ひます。

この土地の経過を申し述べますと昭和十六年四月千葉
県管引揚者住宅として市の果に無償で貸したので

ふひいます。その後二四年に建てました。果管住宅と

なれうの利用していろ方に果が去却したのでふひま

す。その後なれうの居住者から市にわけて土地を払下

げていたつたといふ。このう申請があつたのでふひい

ます。市はなれうの状況下勘定いたつて了つてこの単

価をそのやちきりしては税務署の係。正式に許可

下もつている。不動産銀行等の意見を聞きました。

一応この程度が適当だろうという線までしたのであり

ます。その単価が坪あたり三千三百円にひひし

くて庶民住宅利用者には下げようとするものでふひい

ます。

・大層(遠山ヨネ子君) 市管住宅がこゝだけで了く松下の
の価格の影響を受けるようないかありやーないかと心
配するのでも下は海岸の方で大千円とかいう言葉下
聞くのでもすべそういうところの調節すべきもうまく
や、まゝのやいと尚題が残りけーないかと思ひます
その点について

・松勢課長(山口 実彦) やけり地価というものがございまして
海岸とこの付近との格差 そういうもの下考えまして
また今までの居住権 そういうものも一応みまして
この辺は適当だという線下アアアア

海岸は格差発展性のアルファの数字下含んでいまして
・大層(遠山ヨネ子君) それ下上手にや、まゝのやいと考え
困るのでもはいいかと心配してゐるわけですか

議長(池田貴太郎) 副議長兼第九五号討論者 原案通り

三六年度の予定額の内訳は、この通りです。工事費と
いたして、起債額が一千万円、予定いたして、
五下万は設計料、五千円は運賃関係、費用で、
います。それから三七年度の一千百円、
すが、この内起債七百万、一般財源は四百万計、
が、この内起債七百万、一般財源は四百万計、
宿務庁舎並い、車庫、修理場、あ、これは給油設備
このうち、下含めて計、
入れ、

この、
この、
ます。

議長 鴻貴社作屋、議案第九六号、討論省、畠桑通、決定
いたして、
いたして、

(「里議」)と呼ぶ者あり

議長(鴻貫壯作君)即里議と認めます

よ、て本業は原案通り決定いたす

議長(鴻貫壯作君)日程第九議案第九号下工程いたす

(書目記朗読)

議案第九号 館山市職員ノ勤務時間休日休暇等ニ関スル

条例制定

秘書課長(山本潤穂君)議案第九号について加説明申上り

可下

この条例案は従来、館山市職員ノ勤務時間等ニ関スル

条例と館山市職員勤務就業規則との二つを一括した

りたが、この二つは、この二つは、この二つは、この二つは、

職員、給与勤務時間その他、勤務条件は条例で定

了午と一月への何への下基準にして一年 とういうふうな考

えられようが二月に入ると一月日 三月は一七日 くれけ入

るが月によつて期間の長し人は休費の日数が長い

こういうふうに見えるのでございませうか

・秘書課長(山谷潤和君) さようございませう

・三四番(秘本 藤太郎君) これには有効期間がどのようですか

これはどの位になりますか

・秘書課長(山谷潤和君) 有効期間は一年のり認められてます

・三四番(秘本 藤太郎君) 満一年かつというのと二ヵ月の休費がも

うえのと違うことかと思ひますか

その場合、

いまいまですと有効期間が一年というのはくれけしう

なつてございませうか

・秘書課長(山谷潤和君) これは従来の慣例と申してよろうか
職員の方からはこれ下聖年まで持越すこと下認りて

くわといふこと下 過去に於いてはそういう要望もでき
たりするが現在は慣例に従うて一年だけ認めると
りする

三四 藤本藤太郎君(慣例といふ) 下すけれども年次有給休暇
といふものは市でかゝる下す、スリ作らなからりするもので
なく法律で定められてあるように考へます。法律で定
められてあるといふのは一年勤務すると法律に定めら
れた六日の年次有給休暇がつくとあと一年ですと一五
日ずつ加わり、ていまして下す。ご一年やりますと一五
年やると二日加はる。これは法的年次有給休暇であ
る。有効期間は一二年のうちに私解釈は下す。ミウい
たものと、肉連下す。肉連のせ題いといと思ひます。

秘書課長(山本潤一郎君) 下す。御質問に答へては下す
研究は不十分であり下す。たゞよく研究していただきます。

思ひます。

三四番(秘本)藤太郎君(君)研究するといふ事すけれどもこれは
羊次有給休暇であるとするならば館山市も日本の国
の人びとの間でもって定められた法律というものがあ
るのですからそれにあたりくい違ひのあるようにも
いうとおろしいと思ふ。研究するといふことでは十分
六了解いたしてすから今後そのいふことより点下十分
検討されまして善くされるようにお願いいたしてす
。大番(遠山ヨネ子君)参考になりましてすが一
条二条三条
實際にそのいふ實際でありまして

秘書探長(山谷潤君)第一三条育児期間に於いては
くる職員はとりまて人が實際乳のみ見てつれて
てお乳を飲ましていくる職員は過去においてはあり
ましては第一三条に於いてはほとんど申して

参りました。一ニ条奉前奉後、休暇は、これは全員より
に該当する職員は期間にそ違ひ、了すが六週間以内
でも、て休暇下と、てあります。

一六条(遠山ヨネ子君)第一三条、ありましたというの、はどの位
あ。たのですが。

秘書課長(山谷潤相君)これは一々、家族の方、赤ん坊下あぶ、
てくる、そんな目にふれ、了せんがあることは確、あ
りました。

一八条(安西政治君)休憩中の来客、特に市民課、とまにあり
了、これは休憩中も働いて、いる職員もあ、てまこと、結
構、た、です、ま、こう、と、ま、の、扱、い、と、い、う、の、は、す、り、に、お、務、間
下、や、り、し、て、サ、ー、ビ、ス、す、る、と、い、う、こ、と、下、や、て、あ、り、ま、す、が、
秘書課長(山谷潤相君)休憩時間。執務、つ、ま、了、ま、は、市民
課、一、条、多、い、と、思、い、ま、す、が、ま、う、い、う、場、合、に、は、そ、の、取

員が勤務時間に入らないうちで食事を下す。こういうこと
もあり得ると思いつつ、これは認められておりました。

それ以外の課にありました。これは電話番とするので
おまいます。それは自分への進んでやる。こういう考
えの下にやっております。

議長(鴻貫壮作君)議案第九八号討論有界提案通り可決い
ます。す。御異議ありませんか。

(異議あり)と呼ぶ者あり

議長(鴻貫壮作君)御異議ありませんと認めます。
よって本案は原案通り決定いたします。

議長(鴻貫壮作君)日移第一。議案第一〇二号下工程いります。

(書日記朗読)

議案第一〇二号 昭和三十六年度神余林道南設事業分担金の賦課

・ 核議について

・ 農畜統計課長(吉田耕一君)一〇二号について御説明申し
工券了了

三六年度の山内南発整備事業が同、認定下受け
して本市の神余畑、林道開設事業ト実務にやうと
するものごさい
して事業費の予算等につま
すしては週飯へ本議会を御承認下い
たいわいのわり
さいすす
が分理金条例の三條一項の理定に
より
と今想今の賦課核議下議会、議決
下うり
りければ
はう
ないとい
うこと
に
な
り
す
す
の
ご
今
回
の
議
決
の
核
議
の
議
決
下
得
よう
と
す
る
もの
ご
さい
す
す

内容とい
う
こと
で
総
事
業
費
二
百
十
六
万
円
う
ち
同、補助が百一萬五千円
果、補助十萬一
般賦課下
四十萬三千円
見
よ
み
す
す
す
す
の
不
足
額
六
十
一
万
三
千
円

下受益者分授令の賦課総額といふこと考ふる次第
でございませう

議長(鴻貫壮作君)議案第一〇二号討論省署原案通り可決
いさしに御異議ございませうか

(「異議ござい」と呼ぶ者あり)

議長(鴻貫壮作君)御異議ございと認めます
よって本案は原案通り可決ございませう

議長(鴻貫壮作君)日程第一一議案第一〇九号下上程ございませう
(書 記 朗 読)

議案第一〇二号 固定資産評価審査委員会委員の補欠選
任について

総務課長(山口 定 君)議案第一〇九号について申し上げます
昭形地区のうでにありしと福原さんが死せられ

たのでそのつわりといふことでも、竹山巖さん
下の頼いーとするとするものでないです

議長(週貫社(株)御懇談)議案第百。九号「原案通り可決」です
すに御懇談のふいませんか、

(「懇談」)と呼ぶ者あり

議長(週貫社(株)御懇談)と認めます

よく本来は原案通り決定いふこと

おはりのいふこと都合によりこの際日程の順存下

変更し日程第一四諮問第一号を先議にしたいと思

いますこれに御懇談のふいませんか

(「懇談」)と呼ぶ者あり

議長(週貫社(株)御懇談)と認めます

よ、て日程の順存は変更されたい

日程第一四諮問第一号下工程にいたします

(書 記 朗 読)

。諮向第一号 公有水面、理まらつて

議長(鴻貫壮作君)本案下乗案通り決定いたすに御

異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

議長(鴻貫壮作君)御異議ありませんと認めます。

よ、ま本案は原案通り可決いたしました。

議長(鴻貫壮作君)おけえ、いたすに、本日市長より議

案第一号文字が送付されました。この下本日の日程

に追加し直ちに議題といたすに、御異議ありませんか。

いすせんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

議長(鴻貫壮作君)御異議ありませんと認めます。

よみて日程に追加されました。

議案第一一六号下配付いませます。

(議案配付)

議案第一一六号下配付いませます。

と認めます。

議案第一一六号下工程いませます。

(書記朗読)

議案第一一六号 可搬動力ポンプ積載用小型四輪車購入

について

陸奥探査(山口)実用議案第一一六号について説明申上げ

ます。

本市消防団第二分団 神奈分団の現在使用している
小型三輪車は使用に耐えにくくなり、これを購入し
うとするものごいます。

議長(鴻貫) 議案第一六号 原案通り可決いたします
次に御座る議案はございませんか

(「無議案」と呼ぶ者あり)

議長(鴻貫) 御座る議案と認めます

よって本案は原案通り決定いたします

おはりのいたします際都合により今期の延長

下日程に遅れは直ちに議題といたしますと思ひます

これに御座る議案はございませんか

(「無議案」と呼ぶ者あり)

議長(鴻貫) 御座る議案と認めます

よって日程は遅れは直ちに

おはりのいたします際 本定例会の今期はつぎ議案運

管協議会の意見は諸般の都合上明二三日より六日

の三日間延長するということであります

御覽議のむいませんか。

「御」議「マ」呼ぶ者あり

議長(通貫)北(作)召(御)覽議「」と認めます

よて今期は二六日まで延善されります

本日、今議は「」にて散会「」ります「」が次会は二二月

二六日午前一、時開会とい「」ります

その議事は本日日程の残議案とい「」ります

散会「」ります

午後三時五分散会

一 負山可謂全

